
岡山県民間社会福祉従事者 共済制度・育成制度について

令和7年4月15日（火）

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

岡山県民間社会福祉従事者 共済制度について

注) 岡山県民間保育所協議会『岡山県民間保育所職員共済制度』とは異なります。

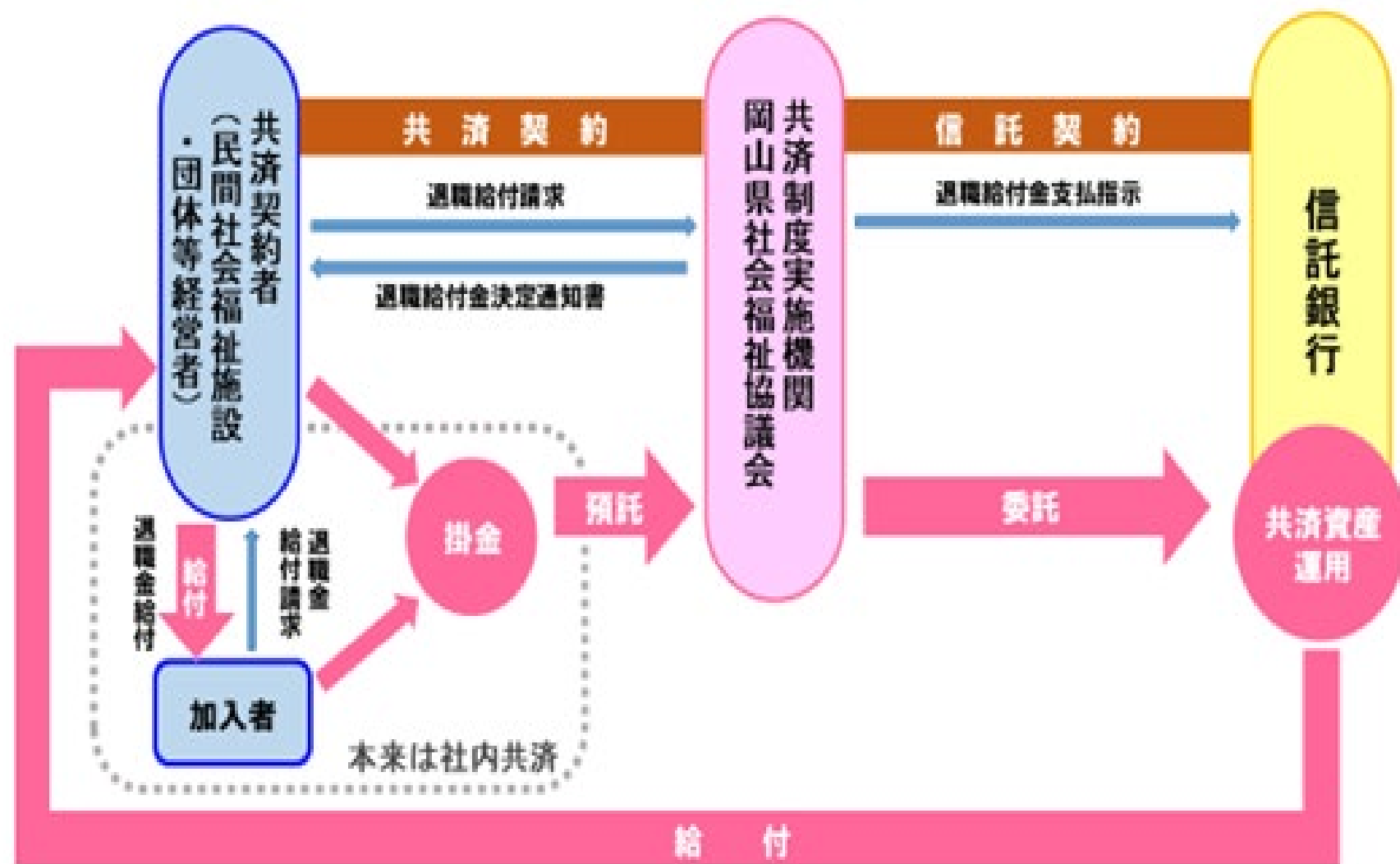
共済制度とは・・・

- ・岡山県内で民間社会福祉施設・団体を経営する社会福祉法人等の就労規則や労働協約などに定められた「退職金の支給」を支援し、従事者の福利増進をはかることを目的とした制度です。
- ・各社会福祉法人等から掛金を預かり、スケールメリットを活かした一体的な運用を実施しています。

共済制度とは・・・

- ・ 掛金は、**契約者（経営者）**と**加入者（職員）**がそれぞれ負担します。
- ・ 将来発生する退職金の支給に必要な額を、在職中にあらかじめ積み立てておく**積立方式**を採用しており、加入期間1ヶ月から退職金を受け取ることができます。

共済制度のしくみ



給付金の種類について

①第1給付金

種 別	支 給 要 件	掛 金 (月額)
退職一時金	加入者の退職	本 俸 月 額 (上限55万円) に 対 し 契約者 : 27／1000 加入者 : 27／1000
遺族一時金	加入者の死亡	
【支給額】	全期間の平均本俸月額 × 加入期間別乗率	

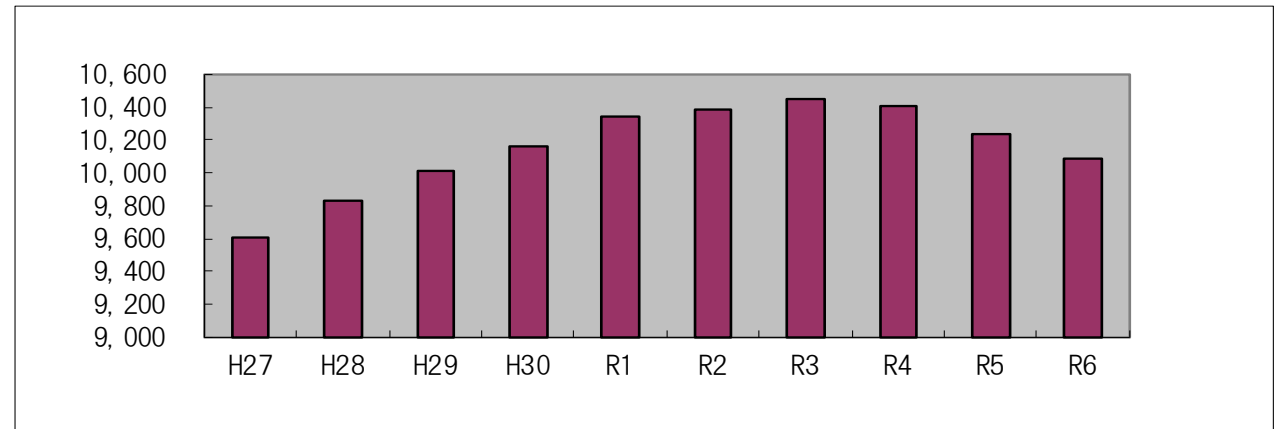
②第2給付金

種 別	支 給 要 件	掛 金 (月額)
退職一時金	加入者の退職	本 俸 月 額 (上限55万円) に 対 し 契約者：18／1000 (加入者負担なし)
遺族一時金	加入者の死亡	
【支給額】	全期間の平均本俸月額 × 加入期間別乗率	

共済制度加入状況（令和7年3月31日現在）

1. 契約者及び職員の加入状況（令和7年3月31日現在）

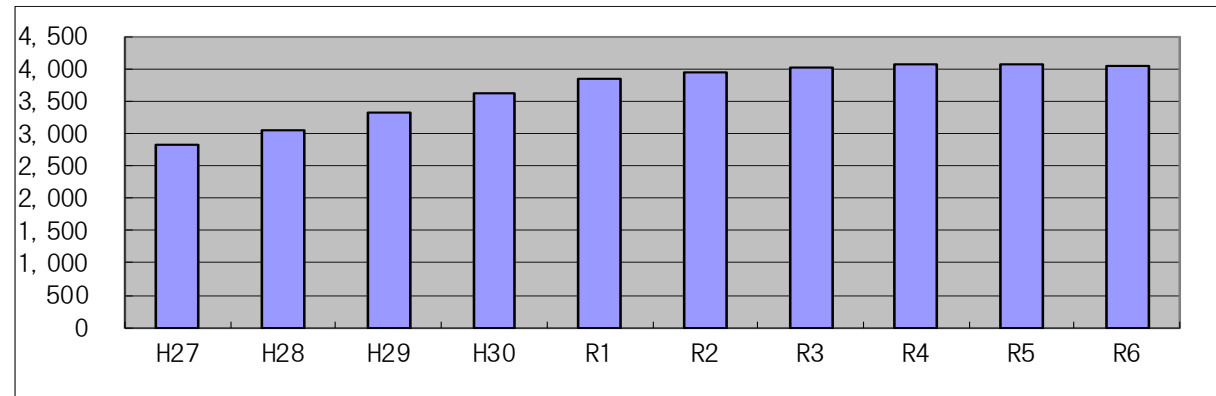
年度	契約者数	加入者数
H27	188	9,610
H28	189	9,829
H29	193	10,014
H30	195	10,163
R1	201	10,341
R2	204	10,384
R3	204	10,450
R4	207	10,401
R5	207	10,237
R6	209	10,085



※法人・団体数を表記

2. 第2給付金の加入状況（令和7年3月31日現在）

年度	加入者数
H27	2,834
H28	3,059
H29	3,313
H30	3,614
R1	3,840
R2	3,932
R3	4,006
R4	4,056
R5	4,065
R6	4,050

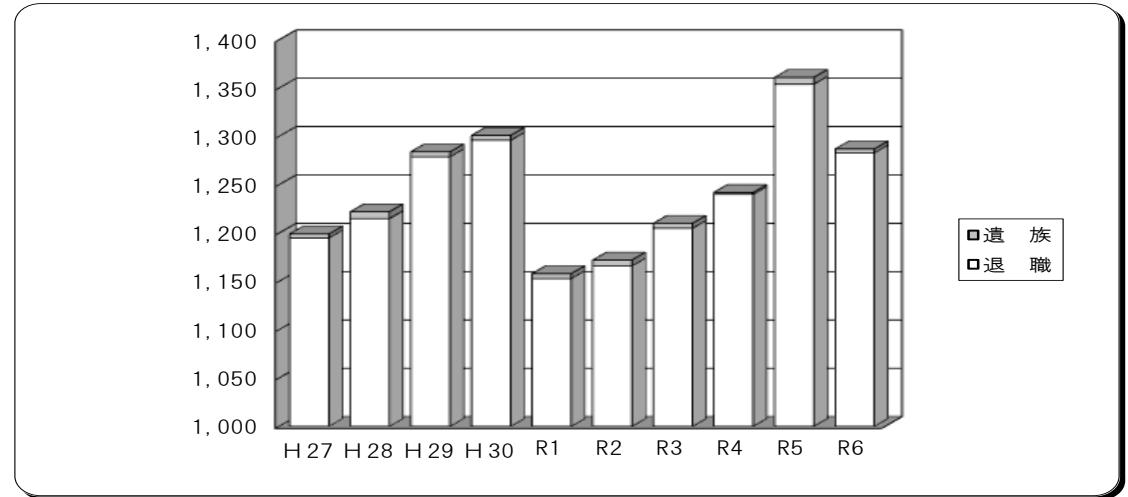


共済制度退職・遺族一時金の給付状況（令和7年3月31日現在）

3. 退職・遺族一時金の給付状況（令和7年3月31日現在）

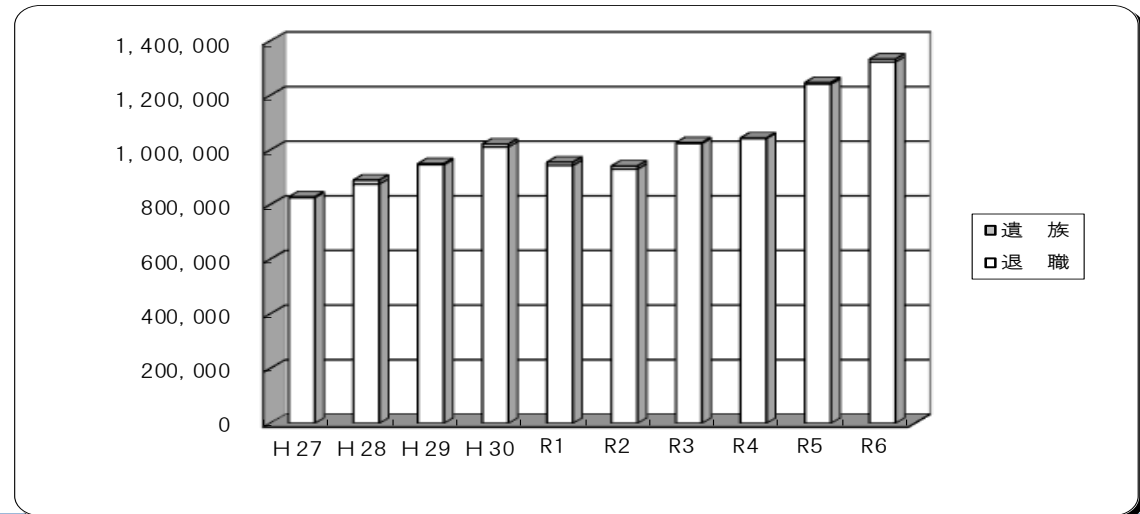
①件数

年度	一時金給付状況		
	退 職	遺 族	合 計
H27	1,195	4	1,199
H28	1,215	7	1,222
H29	1,279	5	1,284
H30	1,296	5	1,301
R1	1,153	5	1,158
R2	1,166	6	1,172
R3	1,205	5	1,210
R4	1,240	2	1,242
R5	1,354	7	1,361
R6	1,283	4	1,287



②金額（単位：千円）

年度	一時金給付状況		
	退 職	遺 族	合 計
H27	826,249	2,931	829,180
H28	875,938	14,991	890,929
H29	946,788	4,204	950,992
H30	1,011,668	11,117	1,022,785
R1	944,446	12,018	956,464
R2	930,783	11,694	942,477
R3	1,024,314	3,284	1,024,598
R4	1,042,814	2,275	1,045,090
R5	1,242,225	5,808	1,248,034
R6	1,323,157	10,885	1,334,043



共済制度の改正について（令和5年4月1日改正）

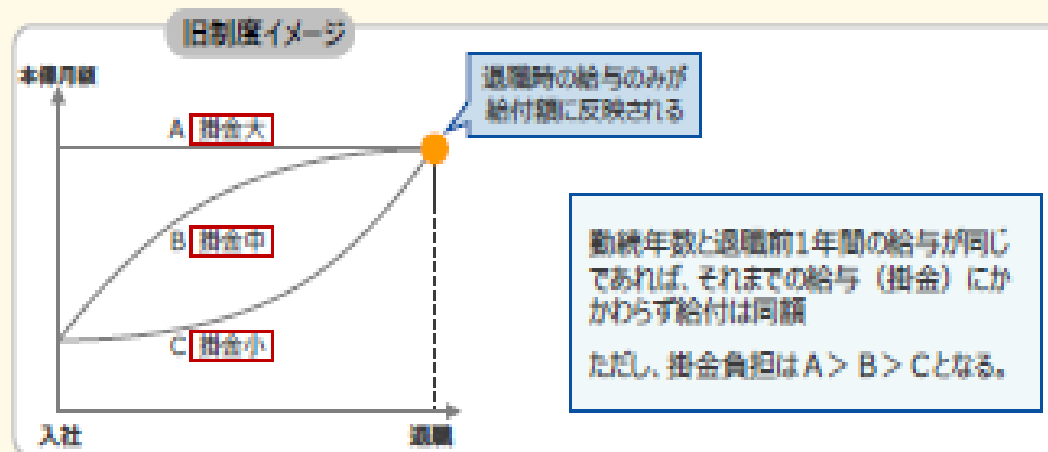
共済制度改革の背景・主旨

■ 制度改革に至った背景

旧制度では、給付額の計算において退職前1年間の平均本俸月額を使用しており、退職より1年以上前の本俸月額については給付額に反映されていません。

一方、掛金額は年度の本俸月額（基本4月1日現在）により決定しているため、掛金には毎年の本俸月額が反映されています。

このミスマッチにより、退職直前の本俸月額によっては、給付額が退職までに拠出した掛金の合計額を下回る逆転現象が生じ得ることとなり、このような状況を解消するため、制度改革を実施することといたしました。



共済制度の改正について（令和5年4月1日改正）

共済制度改革の背景・主旨

■ 制度改革の主旨

令和5年4月1日からの制度改革では、加入中の全期間の本俸月額が反映されるよう、退職前1年間の平均本俸月額から、**全期間の平均本俸月額を基準に給付額を計算する仕組みに変更**しました。

（併せて**加入年数別支給率**についても見直しを行っています。）

この改正により、**加入直後より加入者本人が負担した掛金の合計額を上回る給付が約束され、加入から4年を経過すると、事業主が負担した掛金を含む掛金の総額を上回る給付が確定することとなります。**

加入から4年を経過した以降の給付額は、掛金に概ね年利1.5%で付利した元利合計相当額程度となるよう設計されています。

共済制度の改正について（令和5年4月1日改正）

3. 制度改正の概要

■ 算定方法の変更

給付額の基準を、退職前1年間の平均本俸月額から、**全期間の平均本俸月額に変更**し、併せて**加入年数別支給率の見直し**も行っています。

この変更により、加入年数別のモデル給付額は次のとおりとなります。

加入年数	第1給付金		第2給付金	
	旧制度	新制度	旧制度	新制度
10年	114万円	123万円	42万円	41万円
20年	249万円	294万円	91万円	98万円
30年	539万円	529万円	196万円	176万円

■ 経過措置の設定

制度変更時点で退職したと仮定して計算される旧制度の給付額を既得権として管理し、実際の退職時に新制度で計算される給付額がこれを下回る場合に救済する経過措置を別途設けています。

岡山県民間社会福祉従事者 育成制度について

育成制度とは・・・

- ・岡山県内の民間社会福祉事業に従事する職員に対し、給付事業や助成事業、長期勤続優良職員顕彰を実施することにより、福利厚生充実と資質向上をはかることを目的とした相互扶助の制度です。
- ・掛金は、**契約者（経営者）と加入者（職員）が本俸月額**の2/1000に相当する額を**それぞれ負担**します。

育成制度とは・・・

給付事業

結婚祝金	死亡弔慰金
出産祝金	災害見舞金
入学祝金	永年勤続祝金
傷病見舞金	

※令和7年4月1日より、永年勤続祝金については、
**「加入後45年」・「加入後50年」に達したときの
2区分を新たに追加しております。**

育成制度とは・・・

助成事業

- | |
|---------------------|
| ①研修会等事業（県外研修・職場内研修） |
| ②交流事業（地域交流・保養促進） |
| ③先駆的・モデル的実践奨励事業 |
| ④長期勤続優良職員顕彰 |

<当該年度の配分限度額について>

①研修会等事業と②交流事業の請求額の合計が、配分限度額の範囲内となるように調整が必要です。

配分限度額とは…

当該年度 4 月 1 日現在の加入者数 × 5 0 0 円

令和7年度岡山県民間社会福祉従事者育成制度

先駆的・モデル的实践奨励事業助成金募集要綱

1. 趣 旨

社会福祉施設の地域公益的な取り組みや福祉サービスの質、職員の資質向上のための取り組み等のうち、先駆的・モデル的な実践や調査研究に対して助成を行い、民間社会福祉事業の発展を図ることを目的とします。

2. 対 象

育成制度加入法人等

3. 助 成 内 容

先見的である、ユニークである、アプローチが特異である事業、他法人・団体へのモデル・先進事例になるような取り組みへ助成を行います。

(例)

- ・地域公益的な事業(地域ニーズに応える事業)
- ・子育て支援事業
- ・高齢者の介護・認知症予防、生きがいづくり、社会参加を図る事業
- ・障害者の自立、自己実現、社会参加を図る事業
- ・職場環境の改善、業務の効率化、職員の育成・資質向上につながる事業

①対象経費：先駆的・モデル的な取り組みに要する諸経費

②助 成 額：1法人等あたり100,000円以内

③助 成 数：3法人等以内

4. 助成対象外事業

国、地方公共団体、他団体からの受託、補助、助成等を受ける事業

5. 申 請 方 法

所定の申請書に必要書類を添付のうえ提出すること。

6. 申 込 締 切

令和7年5月9日(金)必着

7. 審 査 について

岡山県民間社会従事者育成制度運営委員会において審査のうえ決定し、その結果を各法人等代表者あてに通知します。(6月下旬頃予定)

8. 報 告 書 の 提 出

助成の対象となった事業については、令和8年2月末日までに報告書を提出すること。

9. 助 成 金 の 交 付

助成金の交付は、原則として助成対象事業完了後に行います。

10. 問 い 合 わ せ ・ 申 請 書 提 出 先

岡山県社会福祉協議会 地域福祉部(福利厚生事業)

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内

TEL:086-226-2827 FAX:086-225-6602

mail: keiei@fukushiokayama.or.jp

岡山県社協HP：

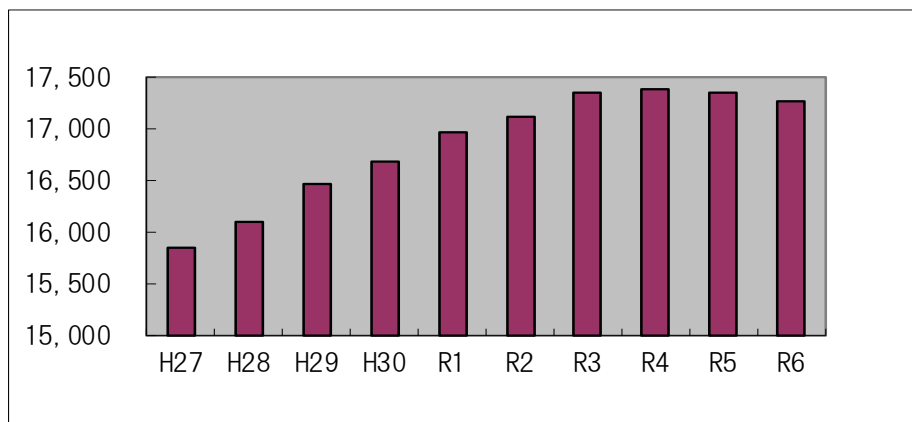
<https://www.fukushiokayama.or.jp/about/welfare/>

育成制度加入状況、給付・助成状況（令和7年3月31日現在）

1. 契約者及び職員の加入状況（令和7年3月31日現在）

年度	契約者数	加入者数
H27	301	15,842
H28	301	16,097
H29	302	16,464
H30	304	16,674
R1	307	16,955
R2	309	17,112
R3	309	17,339
R4	311	17,377
R5	310	17,354
R6	310	17,270

※法人・団体数を表記



2. 給付事業（令和6年度）

給付名	件数	金額（千円）
結婚祝金	599	21,910
出産祝金	490	24,500
入学祝金	1,087	27,175
傷病見舞金	139	4,100
死亡弔慰金	661	33,650
災害見舞金	2	140
永年勤続祝金	1,625	42,280
合計	4,603	153,755

3. 助成事業（令和6年度）

内容		件数	金額（円）
研修会等事業	県外研修	85	1,561,400
	職場内研修	30	712,500
交流事業	地域交流	10	267,900
	保養促進	70	1,083,000
先駆的・モデル的实践奨励事業		3	271,000
長期勤続優良職員顕彰		53	—
合計		251	3,895,800